

時評



弁護士
中島 晃

今年4月、木原防衛大臣が沖縄県うるま市での自衛隊訓練整備計画の断念を発表した。地元での反対運動が大きく広がったことによるものであるが、米軍基地が集中する沖縄で、これ以上の基地建設を許さないという住民の声で計画断念を打ち止めたことは、久しぶりの朗報である。

その一方で、昨年9月の最高裁判決と12月の福岡高裁判決を受けて、政府は米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設工事を巡り、県に代わって設計変更を承認する「代執行」に踏み切り、今年1月から軟弱地盤のある大浦湾で工事が再開された。しかし、大浦湾の軟弱地盤は深さ最大90メートルにも達し、海底に7万本もの砂杭(くい)を打ち込む計画が実際に可能なのか。しかも、政府の地震調査委員会は昨年、沖縄でマグニチュード(M)8の巨大地震が起きる可能性を公表しており、工事の難度が高い上に、地震対策も必要とされている。こうした海域に基地を建設する計画そのものが見直しを迫られているのではないだろうか。

それだけではない。大浦湾は約260の絶滅危惧種も含めて多

問われる裁判所の役割 ——乱暴な辺野古代執行

様な生物が生きる自然の宝庫である。そこに基地を建設することは豊かな自然環境を破壊し、天然記念物であるジュゴンや珊瑚の消失が危惧されている。

憲法は住民の自主性・自立性を保障する「地方自治」を保障している。今回の「代執行」は憲法の保障する地方自治をないがしろにし、政府が自治体の権限を奪う「強権発動」にほかならない。

2000年に施行された改正地方自治法では、国の事務を都道府県がかわりに行う「法定受託事務」について、執行を怠ったり法令に違反したりした場合に、他の方法による是正が困難であり、放置すると公益を害することが明らかであるときに大臣が代執行の手続きを行うことができるとしている。

しかし、今回の代執行に関しては、法律に定める要件を充足しているかどうか疑問がもたれており、昨年10月には、100人を超える行政法学者らが設計変更を不承認とした県の訴えを退けた最高裁判決について、実質審査を放棄した不合理極まりないものと、批判する声明を発表している。

そこで問題とされているのは、県の不承認に対する沖縄防衛局からの不服審査請求を受けた国交相が不承認を取り消す判決を行っているが、最高裁は不承認が法令に違反してなされたものであるかを審査することなく、審査庁の判決は関係行政庁を拘束するとして、知事はこれに従うべきとしたことである。審査請求をした沖縄防衛局は国の機関であり、国交相が国の機関に

有利な判決を行ったとの疑問ももたれるところから、最高裁があらためて判決の妥当性を審査することは当然のことであろう。

しかし、最高裁が知事の承認に関する実質審査を全く行わなかったことは、自らの職責を放棄するものであって、裁判所の存在意義が問われているといっても過言ではない。

沖縄はさきの大戦で、凄惨な地上戦が行われ、住民の4人に1人が命を落とし、戦後も四半世紀もの間、米軍の軍政下におかれ、基地の中に沖縄があると言われるように、米軍基地が集中することになった。

1971年、沖縄の本土復帰にあたって、琉球政府は「復帰措置に関する建議書」を提出し、過去の苦難に満ちた歴史から反戦平和と基本的人権の確立とともに、地方自治の確立を求めている。しかし、政府がこの建議書を無視し続け、そのうえ今回の代執行に踏み切ったことは、沖縄の人々に基地負担を押しつけ、地方自治をふみにじるものである。

しかも、この問題は沖縄県だけではなく、全国に波及することは必至である。

いま政府は、地方自治法を改定し、自治体に対する国の指示権を拡大し、「自治事務」にまで指示権を行使できるように改めて、国による地方自治への介入を拡大しようとしている。

そうしたことからいっても、今回の代執行を我が事として受け止めて、これを批判する声を大きく広げることがいま急務となっている。

(なかじま あきら)